

5 放射性物質分析・研究施設に係る補足説明

5.1 放射性物質分析・研究施設における保安管理体制及び保安管理について

5.1.1 放射性物質分析・研究施設における保安管理体制について

放射性物質分析・研究施設は、福島第一原子力発電所で発生する瓦礫等の性状を把握することにより、廃棄物を安全に処理・処分するための研究開発を目的に国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という）が運営し分析・試験を行う。一方、保安管理に関しては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第64条の2に基づく特定原子力施設として東京電力の統括管理のもと JAEA が実施する。

5.1.2 放射性物質分析・研究施設における保安管理について

放射性物質分析・研究施設の保安管理においては、東京電力が実施計画を遵守するために必要な要求事項を JAEA に示し、JAEA は要求事項を満足するための具体的な管理手順を定めて運用する。また、緊急時の役割分担及び連絡体制をあらかじめ明確にして緊急事態の拡大防止・収束に務める。

なお、東京電力は JAEA による保安活動について管理手順の確認や運用状況の定期的な確認、不適合管理の確認等を通じて管理・監督する。